

一般社団法人日本視機能看護学会定款施行細則

2025年1月22日

(目的)

第1条 この定款施行細則は、一般社団法人日本視機能看護学会（以下、「本会」という）が法令及び定款の定めに従って適切な法人の運営管理及び業務に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 定款第12条に規定する本会の会費は、以下のとおりとする。

- 1 個人正会員は年額 6,000 円
- 2 施設会員は、年額 40,000 円
- 3 賛助会員は年額 1 口 50,000 円
- 4 名誉会員については会費の納付を要しない

(学術集会)

第3条 定款第4条に規定する学術集会開催時の会長は理事会で選出された個人正会員であって、当該年度の学術集会の運営に当たる。

- 1 会長は、2期連続して就任する事はできない。
- 2 学術集会での発表は個人正会員あるいは施設会員に限る。ただし、施設会員の場合は、1施設1名に限る。なお、共同研究者に会員以外の者を含んでも差し支えない。
- 3 学術集会の運営費は、その都度参加費を徴収してこれに充てる。
- 4 学術集会運営事務局は、当該学術集会の担当が指定し、学会事務局とは別に運営する。
- 5 学術集会運営を支援する事を目的とし、理事会が必要と認めた時に開催助成金を交付する事ができる。
- 6 この助成を受けようとする者は学術集会主管責任者であって、正会員に限る。
- 7 助成申請書は所定の様式を用い、学会代表理事宛に提出する。
- 8 助成決定後、申請者は当学会発行の会報に学術集会案内及び開催後の報告をしなければならない。
- 9 学術総会終了後に会計報告書を本会に提出する。

(学会誌発行)

第4条 定款第4条に規定する学会誌の名称は日本視機能看護学会誌とする。

- 1 学会誌への投稿は、別に定める日本視機能看護学会誌投稿規定に従わなければならない。
- 2 学会誌は年に1回以上発行することができる。

(地方分科会)

第5条 定款第4条に規定する講習会及び研修会等として地方分科会を開催する。

- 1 年に1回理事会より担当理事を決定し、共催企業と協力を得て、地域の視機能看護の発展につながる企画を立案し開催する。
- 2 開催地および共催企業については、担当理事が提案し、理事会の承認のもと開催する。
- 3 開催日程および開催時間については担当理事と共催企業の協議にて決定し、理事会で承認を得る。

(編集委員会)

第6条 定款第55条に規定する編集委員会は、学会誌の編集および発行を行うために設置する。

- 2 編集委員会は理事会で選出された理事の委員をもって組織する。
- 3 編集委員会に編集委員長を置く。
- 4 編集委員長は編集委員会を総理し、編集委員と投稿論文を分担して編集業務を行う。
- 5 2項に規定する編集委員のほか、査読委員を置く事ができる。査読員は編集委員長および編集委員が推薦し、理事会が決定する。
- 6 編集委員、査読員の任期は2年とし再任を妨げない。

(教育委員会)

第7条 定款55条に規定する教育委員会は、視機能看護および看護学における研究・学術推進のために設置する。

- 2 理事会で選出された教育委員をもって組織する。
- 3 教育委員会は必要に応じてアドバイザーを任命することができる。

(広報委員会)

第8条 定款55条に規定する広報委員会は、視機能看護および視機能看護学会の事業および成果を広く周知するために設置する。

- 2 理事会で選出された広報委員をもって組織する。

(名誉理事長)

第9条 代表理事は本会の運営について特に顕著な功績があった代表理事が退任した場合、名誉理事長として推戴できる。

- 1 名誉理事長は理事会に出席することができ、議決権も有する。
- 2 名誉理事長は、本会の定める年会費の納入を要しないこととする。